

パブリックコメント制度

「むつ市都市計画マスタープラン」の 変更について

【意見募集期間】

令和5年12月15日（金）～ 令和6年1月19日（金）

【お問い合わせ先】

むつ市都市整備部 都市計画課

電話 0175-22-1111（内線 2743）

むつ市

パブリックコメントにあたって

むつ市では平成22年4月に、「新むつ市都市計画マスタープラン」を策定し、平成29年3月には厳しい社会情勢を迎える中において、都市経営コストを縮減し財政運営の適正化を図りながら、安心して暮らせるまちづくりを進めるために計画の一部を変更いたしました。「むつ市都市計画マスタープラン」は長期的な展望に立った「目指すべきまちの姿」を描き、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を示すもので、基本方針を変更する場合には広く意見の公募を行い反映させる必要があります。

このたびのパブリックコメント制度は、「むつ市都市計画マスタープラン」の変更案に対して、ご意見を伺うものです。

【目次】

- 「むつ市都市計画マスタープラン」変更案の概要・・・・・・・・・・ 2
- 意見の提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- パブリックコメント用紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

■ 「むつ市都市計画マスタープラン」変更案の概要

1 背景と目的

「むつ市都市計画マスタープラン」は都市計画法第18条の2の規定に基づいて策定した、都市計画に関する基本的な方針となります。都市計画マスタープランでは、おおむね20年後のむつ市の将来像「目指すべきまちの姿」を描いていて、都市計画の決定や変更の方針となるものです。

現行の都市計画マスタープランでは、下水道施設については公共下水道の計画的な整備を推進することとしています。

しかし、急激に人口減少が進み、これ以上公共下水道の整備を進める場合、財政的な負担が大きくなることが予想されるため、この方針を変更する必要があります。

2 主な変更点

人口減少社会においても持続可能なまちづくりを推進するため、今後は合併処理浄化槽の設置を軸とし、これまでに整備した公共下水道や集落排水などの汚水処理施設を活用することにより、水質汚濁の防止を推進することとする方針を明確化します。

■意見の提出方法

1 募集期間

令和5年12月15日（金）～令和6年1月19日（金）

2 宛先

むつ市都市整備部 都市計画課

3 提出方法

次ページの「パブリックコメント用紙」により、いずれかの方法で提出してください。

(1) 電子メール

toshikeikaku@city.mutsu.lg.jp

(2) ファックス

0175-22-9718

(3) 郵送・持参

035-8686

むつ市中央一丁目8番1号

むつ市都市整備部 都市計画課

- ・電話や来庁による口頭でのご意見はお受けできません。
- ・お寄せいただいたご意見に対する考え方、修正案等は整理した上で、募集期間終了後に速やかに公表します。

パブリックコメント用紙

案 件 名	「むつ市都市計画マスタープラン」の変更について
住 所	
氏 名 (団体は団体名と代表者名)	
電 話 番 号	
提出者の区分 (該当する番号に○をつけて下さい)	1 市内に住所を有する方 2 市内に事務所又は事業所を有する方 3 市内の事務所又は事業所に勤務する方 4 市内の学校に在学する方 5 パブリックコメントの案件に関係のある方

該当ページ	ご 意 見 の 内 容

*ご意見の内容は公表しますが、住所・氏名・電話番号は公表しません。

また、その他目的外の使用はしません。

*ご意見の欄が足りないときには、用紙（様式不問）を追加して下さい。

【提出先・お問い合わせ先】むつ市都市整備部 都市計画課

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号

電 話 0175-22-1111 (内線 2743) ファックス 0175-22-9718

電子メール toshikeikaku@city.mutsu.lg.jp